

平成 26 年 11 月 25 日

衆議院議長	文部科学大臣	地方創生担当大臣
参議院議長	厚生労働大臣	消防庁長官
内閣総理大臣	農林水産大臣	林野庁長官 あて
総務大臣	国土交通大臣	水産庁長官
財務大臣	内閣府特命担当大臣(防災)	

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

神奈川県市長会会長  
海老名市長 内野 優 印

神奈川県町村会会长職務代理者  
二宮町長 坂本 孝也 印

## 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法律の延長等に関する要望

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところです。

この計画は、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されたものですが、平成 26 年度末で期限切れを迎える現在もなお、実施すべき事業が数多く残されています。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、緊急輸送道路・消防用施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要が生じています。

さらに、近年では、南海トラフ地震及び首都直下地震にかかる被害想定等も発表され、それぞれの地震を対象とした特別措置法が施行されたところですが、地方公共団体が行う地震防災対策事業への二法に基づく国の支援は充分とは言えません。

よって政府は、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について、有効期間の延長を図られるよう強く要望します。併せて「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援について拡充されるよう強く要望します。